

都市計画法第29条の開発許可申請等における

擁壁の構造事前審査及び盛土規制法の事前確認にあたって

豊中市では、都市計画法第29条の開発許可申請等における擁壁の構造審査及び盛土規制法の確認を円滑に行うため、次の要領で豊中市土地利用の調整に関する条例（以下「条例」）の協議の時点で事前審査を行っております。

◎条例第23条第1項に規定する『開発行為等協議申出書』の下見用の書類を開発審査課 開発審査係に提出する際に、開発検査係にも次の【擁壁の構造事前審査用図書】又は【盛土規制法の事前確認用図書】を別冊で1部提出してください。

◎条例第2条第5号アに該当し、1mを超える擁壁を新設する場合

【擁壁の構造事前審査用図書】

現況図（現況断面図）

土地利用計画図

造成計画平面図、造成計画断面図

排水計画平面図、排水計画断面図（参考図）

擁壁関係図書

（擁壁配置図、構造図（見え高1m以下の擁壁含む）、展開図、構造計算書（支持力検討書含む）、地盤調査資料一式 その他必要書類（透水マットの認定証及び設計施工要領（大阪府仕様）等））

予定建築物平面図・立面図・断面図

◎条例第2条第5号ア、イ、ウに該当し、盛土部分で2m超の高低差が生じる又は盛り切り高さが30cmを超える場合（※物件によって提出不要な場合があるため、事前に開発検査係と打合せのこと）

【盛土規制法の事前確認用図書】

造成計画平面図、造成計画断面図

盛り切り求積図（盛り切り高さ30cm以下を除く）

◎開発検査係で【擁壁の構造事前審査用図書】又は【盛土規制法の事前確認用図書】の内容を確認し、疑問点や指摘事項がある場合は連絡いたしますので、担当者と日程調整の上、打合せをしてください。

*不足する図書がある場合は、事前審査ができないこともあります。

◎打合せのなかで図面や構造計算書等に訂正が生じる場合は、条例第23条第1項の協議終了の決裁までに、訂正が終わるように努めてください。

◎『協議内容確認書』の交付後、『開発行為等協議申出書』に添付されている図面に変更が生じる場合は、条例の変更手続きが必要となる場合もありますので、ご留意ください。

〔問い合わせ先〕

豊中市 都市計画推進部

開発審査課 開発検査係

TEL 06-6858-2862